(8)　計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額が次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

イ　一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額が、基準額の〇・六倍以上であること。

ロ　一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最高額が、基準額の一・一倍以内であること。

3　良好な居住環境の維持及び向上

次に掲げる事項が記載されたマンションの防災に関する方針を記載した書類が作成されていること。

(1)　防災訓練の実施方針

(2)　防災情報及びその周知方法

(3)　防災物資等の備蓄方針

(4)　災害等の緊急時における活動体制

4　マンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎ

管理計画において、分譲事業者による管理組合の管理者等へのマンションの管理の引継ぎを適切かつ円滑に行うための方法が記載されていること。

5　その他

都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第八号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年七月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度岩手県洋野町物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度岩手県洋野町一般会計補正予算における、岩手県洋野町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度新潟県上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県上越市一般会計補正予算における、新潟県上越市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和八年度和歌山県海南市物価高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度和歌山県海南市一般会計補正予算における、和歌山県海南市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和八年度広島県福山市子育て世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度広島県福山市一般会計補正予算における、広島県福山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第三十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年七月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

一　令和八年度岩手県洋野町物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度岩手県洋野町一般会計補正予算における、岩手県洋野町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財